

陳 情 文 書 表

受付番号	第68号
件 名	犯罪被害者等支援条例制定を求める陳情書
受付年月日	平成28年1月14日
陳 情 者	三田市 [Redacted]
要 旨	<p>私は、犯罪被害に遭い一日も早い安寧な生活の回復を願うものです。</p> <p>2004年、犯罪被害者の権利を定めた犯罪被害者等基本法が制定され、これに基づいて各地方自治体で犯罪被害者等支援条例が制定されております。</p> <p>本市でも、毎年多くの犯罪が発生しており（兵庫県警察本部の統計によれば、2005年度より2009年度の5年間において、殺人53件、傷害1287件、これに伴う死者32名となっています。これらの犯罪に遭った遺・家族の方々は深い悲しみと困難に遭遇しておられると思います。</p> <p>本市においても犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえて、実効性のある支援条例を制定し犯罪被害者の暮らしと生業の安定のためにご助力をいただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三田市犯罪被害者等支援条例を制定すること</li> <li>2. 犯罪被害者等のための総合相談窓口を設け、保健、福祉、生活支援等の相談に応じるとともに、市報等でそのことを広く市民に周知すること</li> <li>3. 犯罪被害者等基本法に従い、法が定める諸施策が実現されるようにすること</li> <li>4. その他、犯罪被害者等の支援に有効と思われる施策を講じるとともに、犯罪被害者等基本法が広く行きわたるよう、犯罪被害者週間（毎年の11月25日から12月1日）にあわせ、犯罪被害者支援の啓発文書を作成するなどして、市報等に掲載するとともに、各関係箇所などで配布すること</li> </ol>
付託委員会	都市環境常任委員会